

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎  
被 告 鳥 取 市

原告第3準備書面

平成25年8月9日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

第1 被告第3準備書面への反論

1 被告第3準備書面の第1では固定資産税減免の対象を認められていることは市長の合理的裁量に委ねられているという趣旨のことを述べるが、事実上旧穢多村であることを要件とした租税の減免は、明治4年8月28日付太政官布告によって市長の裁量権から明示的に除外されているものである。

しかし予備的に、被告のいう「一般市民との間に容易に取引が行われ難い」という要件等についても検討し、反論する。

2 同和地区の経済レベルの格差について

被告第3準備書面の第2では同和地区の経済レベルが低いという趣旨のことが述べられている。その根拠として住民の収入状況、生活保護率の高さが挙げられているが、固定資産税は住民が所有する不動産の価値に応じてかかるものであるから収入状況は無関係であるし、生活保護世帯には既に特別の減免措置がある(乙2)。

また同和地区の定義は、旧同和对策事業特別措置法によれば「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」である。ここでいう「阻害」というのは、経済レベルのことも含まれているため、被告のいう「同和地区」がこの定義に従うのなら、被告が言っていることは「経済レベルが低いと行政により認定された地域と、それ以外の地域を比較したら経済レベルの格差があった」という当然のことを述べているに過ぎない。意図的に経済レベル

が低い地域を指定したのだから、その他の地域と平均値を比較すれば格差が出るのは当たり前のことである。

このような理由で一定の地域に税の減免が適用できるのであれば、多くの貧困世帯を対象区域に含むようにして、そこにごく少数の裕福な世帯を含めて、それでもなお平均値としては経済格差があるようにして、それを同和地区と称しておけば、裕福な世帯も減免を受けることが可能であり、著しく不合理である。

仮に「阻害」ということを考慮せずに、「歴史的社会的理由」、つまり旧穢多村であったことだけを要件として同和地区として指定している実態があったとしても、地区ごとに格差があるために特定の地区だけが全体の平均値を押し下げている可能性がある。実例として、甲13の1号証から甲13の4号証に示す通り、滋賀県草津市では市内4箇所の同和地区の状況が資料として公開されており、それを見ると新田地区だけが生活保護世帯率が13.4%と突出しており、他の地区はいずれも4%に満たないという状況であり、明らかに新田地区だけが全体の平均値を押し下げている。鳥取市でも同様の実態がある可能性を否定できない。

また、「鳥取県が実施した生活実態調査等」は、そもそも結果の正確性に懐疑がある。

同和地区実態把握等調査の手引書（甲14の1）によれば「生活実態調査の調査対象世帯を把握するため、全対象地域の同和関係者の世帯主名簿を作成しました」（1p）と書かれている。対象地域の全世帯を調査するのであれば「同和地区住民の世帯」を対象とするはずで、「同和関係者の世帯」という言い方をしているのは、同和地区内でも調査対象とされた世帯とそうでない世帯があるためである。

また同手引書によれば、対象世帯に疑問を持たれた時は「市町がの方法で世帯主名簿を作成しましたが、その名簿に基づき今回の調査の対象とさせていただきます」（6p）と説明するように書かれている。これは市町によって調査対象の選定方法が違うことを意味している。さらに、これも同和地区

の全ての世帯が対象となっていないことを意味している。なぜなら、単純に地区内の世帯を対象とするなら、どの市町でも住民基本台帳をもとに世帯主名簿が作成できるからである。

いずれにしても、対象世帯の選定方法が市町村ごとに異なるのであれば、県全体の統計としてさえ有効なものではない。

また鳥取市内の調査結果を検証するためには、前述の「の方法」が鳥取市においてはどのような方法だったのか明確にする必要がある。例えば本件固定資産税減免のような個人給付的施策の対象者名簿のようなものを流用していたのであれば、それらの施策を辞退した世帯（比較的裕福な世帯）は調査から外されることになり、このような場合も同和地区は経済レベルが低いという結果が出るのは当然のことだからである。

また、調査対象の選定方法が不明確なので、いくらでもデータの操作が可能である。少なくとも調査対象地域と、調査対象世帯の選定方法が明確でなければ、データを信頼することはできない。

### 3 農地に対して減免が行われた理由がない

同和対策減免の要綱（甲4）によれば農地も減免の対象となっている。しかしほとんどの農地は集落の外、つまり同和地区外にあると考えられるし、農地の取引は農家の間に限られ、農業委員会の許可が必要であることから、原則として他の地域の住民との間で取引されるものではない。従って、「一般市民との間に容易に取引が行われ難い」ということは農地に対する固定資産税減免の理由にはならない。

被告第3準備書面の第3で述べられている固定資産の評価・価格についても、同和地区住民が所有する農地では作物が育ち難いとか、同和地区住民が育てた農作物は販売し難いということも考えられないので、全く無関係である。

## 第2 被告に対する求釈明

### 1 同和対策固定資産税減免の対象となった地区は例外なく旧穢多村であるのか

どうか答えられたい。

- 2 平成17年の同和地区実態把握等調査の対象世帯は、鳥取市においてはどのような方法で選定されていたのか答えられたい。

平成24年(行ウ)第6号

原告 宮部 慎太郎  
被告 鳥取 市

証拠説明書

平成25年8月9日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎

| 号     | 証標                       | 目  | 原本/写し    | 作成年月日 | 作成者                                  | 立証趣旨 |
|-------|--------------------------|----|----------|-------|--------------------------------------|------|
| 甲13の1 | 隣保館等の概要と地区の状況について-芦浦地区   | 写し | H23.7.11 | 草津市   | 一部の地区が同和地区全体の経済レベルの平均値を押し下げる事例があること。 |      |
| 甲13の2 | 隣保館等の概要と地区の状況について-橋岡地区   | 写し | H23.7.11 | 草津市   |                                      |      |
| 甲13の3 | 隣保館等の概要と地区の状況について-新田地区   | 写し | H23.7.11 | 草津市   |                                      |      |
| 甲13の4 | 隣保館等の概要と地区の状況について-西一地区   | 写し | H23.7.11 | 草津市   |                                      |      |
| 甲14の1 | 平成17年度同和地区実態把握等調査「調査の手引」 | 写し | H17.6    | 鳥取県   | 同和地区実態把握等調査の対象世帯の選び方が市町村により異なること。    |      |
| 甲14の2 | 平成17年度同和地区実態把握等調査実施要綱    | 写し | H17.6    | 鳥取県   |                                      |      |
| 甲14の3 | 平成17年度同和地区実態把握等調査調査要領    | 写し | H17.6    | 鳥取県   |                                      |      |